



鳴沢村告示第57号

地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は鳴沢村役場において保管しており、申出があればいつでも交付する。

令和8年8月5日

鳴沢村長

小 林 茂 澄



[illegible]